

他の大学等の授業科目の履修に関する規程

昭和63年4月1日
制定

(趣旨)

第1条 この規程は、札幌大学学則（以下「学則」という。）第28条第4項の規定に基づき、本学と協定を結んだ他の大学又は短期大学（以下「他の大学等」という。）の授業科目の履修に関し必要な事項を定める。

(資格)

第2条 他の大学等の授業科目を履修しようとする者は、次の条件を満たしていなければならない。

- (1) 本学に1年以上在学している者
- (2) 学費等を完納している者

(申請)

第3条 他の大学等の授業科目を履修しようとする者は、指定の期日までに、当該他の大学等が定める書類を添えて、当該授業科目の履修願を学長に提出しなければならない。

第4条 削除

(許可)

第5条 授業科目の履修については、当該他の大学等との協議に従って学長が許可する。

(単位認定)

第6条 単位認定を受けようとする者は、指定の期日までに当該他の大学等の発行する単位修得成績証明書を添えて、単位認定願を学長に提出しなければならない。

2 前項の修得単位は、60単位を限度として本学において修得した単位とみなすことができる。

(履修の停止)

第7条 次の各号のいずれかに該当する者は、当該他の大学等と協議のうえ、履修を停止することがある。

- (1) 学修の成果が期待できないと認められた者
- (2) 学生の本分に反する行為があったと認められた者

(所管)

第8条 この規程に関する事務の所管は、学務部教務課とする。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、常勤理事会の議を経て、学長が行う。

附 則

この規程は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年3月8日から施行する。